

# 〈東文研・ASNET共催セミナー〉

## 清末中国における条約の運用

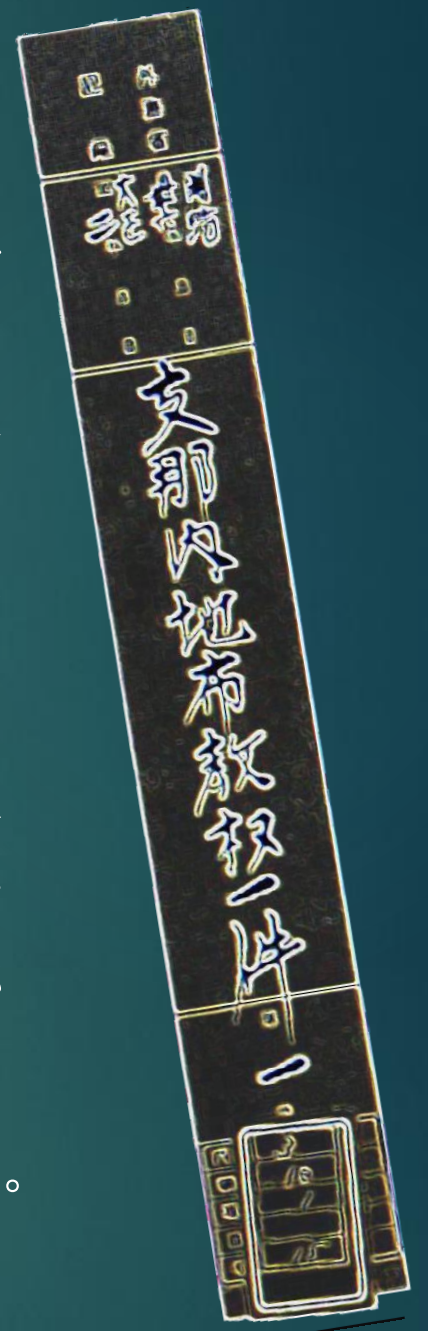
### 日本人僧侶の布教権はいかにして拒まれたのか

*The Application of Treaties in Late Qing*

*Focusing on the Prohibition of the Preaching Right of Japanese Monks*



清末の中国では、日本僧侶の在中国布教権に慎重な姿勢と厳しい態度が取られていた。国際法の知識を用い、条約の規定によって、日本僧侶が中国で布教権を持たないという主張が行われた。光緒三十年(1904)から光緒三十四年(1908)まで、中国と日本は、布教権について激しい論争を展開したが、結局、清帝の退位(1912)まで、日本は中国に布教権を持たなかった。そして中国の地方政府は、日本僧侶が中国で布教権を持たないという条約に基づき、その管轄内で布教活動を阻止したのであった。



◆ 日時 : 2015年 7月 16日 (木) 17:00-18:00

◆ 報告者 : 顔麗媛氏 (東洋文化研究所 訪問研究員 中国人民大学 博士課程)

◆ コメント : 高見澤磨氏 (東京大学 東洋文化研究所 教授)

◆ 会場 : 東京大学 本郷キャンパス内 東洋文化研究所 1F ロビー

※ 報告は英語で行われます。



東京大学  
日本・アジアに関する教育研究ネットワーク  
Network for Education and Research on Asia

